

大和市投影広告物等ガイドライン

令和7年4月1日 策定

大 和 市

1. 対象

本ガイドラインは、プロジェクションマッピングなどの建築物等に光で投影する方法により表示される広告物（以下「投影広告物」という。）及びディスプレイなど電子的な表示機器を用いた広告物（以下「電光表示装置」という。）を対象とします。

2. 趣旨

投影広告物や電光表示装置（以下「投影広告物等」という。）は、光や音を発するため、掲出にあたっては特に景観、周辺環境及び安全性への配慮が求められます。

そこで、光害の防止や騒音への配慮、景観誘導を行うため、大和市屋外広告物条例施行規則で定める許可基準を補完するガイドラインを次のように示します。

3. 概要

（１） 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

ア. 明るさ・色彩の配慮

投影広告物は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。

電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。

特に、投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。

イ. 過度な光点滅等による安全性への影響の防止

過度な光の点滅や急激な場面転換等は、周囲の景観や人々の健康を阻害するおそれがあるため、映像の製作に当たっては以下の事項に配慮すること。

（ア） 「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一社団法人日本民間放送連盟）を踏まえ、次の事項を遵守すること。

ａ. 映像や光の点滅は、原則として１秒間に３回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。

（a）. 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。

（b）. 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の４分の１を超え、かつ、輝度変化が１０％以上（投影面の照度変化が１０％未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。

（c）. （a）の条件を満たした上で、（b）に示した基準を超える場合には、点滅は１秒間に５回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を２０％以下に抑えること。加えて、連続して２秒間を超える使用は行わないこと。

b. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。

c. 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。

(イ) サプリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。

(ウ) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。

(エ) スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。

ウ. 住環境への配慮

住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。

また、周囲の建物への光の反射には十分留意すること。

エ. 道路交通への配慮

計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、関係所管に相談すること。

信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないことを確認し、必要に応じて、交通管理者等と協議すること。

その他、道路交通等へ影響を及ぼす可能性がある場合には、事前に交通管理者等と協議すること。

オ. 自然環境への配慮

人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。

カ. 投影広告物を掲出する場合の投影機の設置に関する配慮

投影機を設置する際は、通行や安全に支障が及ばないよう適切な場所に設置すること。

また、落下や破損などにより、周囲の安全を脅かさないよう適切な維持管理に努めること。

(2) 音声に関する配慮

電光表示装置は、原則として音声は出さないこと。

また、音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。

(3) 表示内容に関する配慮

屋外に掲出される投影広告物等は、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。

(4) 投影広告物を掲出する場合の物件管理者等との事前調整

- ア. 投影対象の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- イ. 投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- ウ. 文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。）がないよう実施するとともに、文化財の所管部署及び文化財の管理者等と必要な調整を行うこと。
- エ. 道路を挟む場合等は、交通管理者、道路管理者等の関係所管との協議を行うこと。
- オ. 光害や騒音への配慮を目的として、必要な関係所管と協議した上で、関係法令を遵守すること。

(5) その他

- ア. 必要な関係機関との調整を行い、関係法令等を遵守すること。
- イ. 苦情が発生した場合は、屋外広告物の設置者等が責任をもって解決を図ること。
- ウ. 投影広告物等を掲出する場合は、掲出する投影広告物等が本ガイドラインに適合していることを、自主審査により事前に確認すること。